

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年12月6日	明和梱包有限会社(法人番号7122002011964)代表者中道一成	大阪府四條畷市岡山4-12-18	生駒	奈良県生駒市北田原町1186-10	輸送施設の使用停止(115日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和2年11月4日及び令和3年4月13日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。の)の違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第2号)、(2)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(施行規則第2条第1項第4号)、(3)事業計画変更認可違反【乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反】(施行規則第2条第1項第5号)、(4)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の2、道路運送車両法第48条)、(5)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(9)指導監督告示による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記録】(安全規則第10条第1項)、(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	12	12
令和3年12月6日	築山三建設株式会社(法人番号9122001005123)代表者築山義一	大阪府東大阪市日下町5-8-35	本社	大阪府東大阪市日下町5-8-35	輸送施設の使用停止(190日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和3年6月11日及び同年6月18日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第4号)、(2)事業計画変更認可違反【乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反】(施行規則第2条第1項第5号)、(3)事業計画変更事後届出違反【営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。の)の変更違反】(施行規則第7条第1項第2号、第3号)、(4)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の2、道路運送車両法第48条)、(5)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の4)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)	19	19

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年12月8日	山村運送有限会社(法人番号4120102025623)代表者山村仁志	大阪府和泉市伯太町6-3-13	本社	大阪府和泉市伯太町6-3-13	輸送施設の使用停止(140日車)	貨物自動車運送事業法第9条第3項後段	令和3年3月19日及び同年4月14日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画変更事後届出違反【営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)の変更違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第2号、第3号)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(3)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(4)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の4)、(5)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	14	14
令和3年12月15日	ゴールドライナー株式会社(法人番号1140001081479)代表者田村良一	兵庫県宝塚市御殿山1-52	本社	兵庫県宝塚市すみれが丘3丁目5-1-504	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和3年7月1日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運行指示書【記載事項等の不備】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(7)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	4	4

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年12月15日	株式会社香寺運輸(法人番号9140001063437)代表者宮田英樹	兵庫県姫路市香寺町中村548番地	本社	兵庫県姫路市香寺町中村字中ノ坪548	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和3年7月15日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	4	4
令和3年12月15日	タニハナ物流株式会社(法人番号5150001006571)代表者谷口美雄	奈良県天理市庵治町736番地	本社	奈良県天理市西長柄町20グリーンハイツ202号室	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和3年7月27日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第2号)、(2)事業計画変更事後届出違反【主たる事務所の名称及び位置の変更違反】(施行規則第7条第1項第1号)、(3)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(4)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(5)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(6)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	5	5
令和3年12月20日	有限会社近江典禮(法人番号3160002000450)代表者稲本敏明	滋賀県大津市里3丁目7-27	本社	滋賀県大津市里三丁目7番27号	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和3年8月5日及び同年8月25日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)無車検運行(安全規則第3条の2、道路運送車両法(以下「車両法」)第58条第1項)、(3)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の2、車両法第48条)、(4)(5)点呼の記録違反【記録】及び【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)(7)乗務等の記録違反【記録】及び【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(8)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(9)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	7	7

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年12月21日	株式会社ムラタ(法人番号2140001051588)代表者村田篤彦	兵庫県尼崎市次屋1-19-7	本社	兵庫県尼崎市次屋1-19-7	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和3年11月17日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(3)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	0	0
令和3年12月22日	有限会社田邊商店(法人番号5120102022801)代表者田邊哲也	大阪府泉南郡田尻町吉見339番地の5	本社	大阪府泉佐野市湊4-1-47-602号	輸送施設の使用停止(100日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和3年7月29日及び同年8月18日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第2号)、(2)事業計画変更認可違反【乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反】(施行規則第2条第1項第5号)、(3)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(以下「乗務時間等告示」)の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(4)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(5)(6)点呼の実施違反【未実施】及び【不適切】(安全規則第7条第1項～第3項)、(7)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(8)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)	10	10
令和3年12月24日	株式会社田平陸送(法人番号6120001153003)代表者田平秀行	大阪府交野市倉治3丁目60番1号	本社	大阪府交野市倉治3丁目60番1号	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和3年6月28日、同年8月19日及び同年10月4日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(3)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	3	3